

令和2年度 第2回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：令和3年2月5日（金）

午前10時～午前11時35分

場 所：大阪府中央区大手前3丁目1番43号

プリムローズ大阪2階 「鳳凰の間」

議 題

【審議案件】

議第462号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について

議第463号「北部大阪都市計画事業佐井寺西土地区画整理事業の事業計画に
対する意見書」について

令和2年度第2回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ 経 験 者	塚口博司	立命館大学特任教授	出	会長
2		澤木昌典	大阪大学大学院教授	出	会長代理
3		多々納裕一	京都大学教授	欠	
4		島田洋子	京都大学大学院准教授	欠	
5		長谷川路子	追手門学院大学講師	出	
6		高岡伸一	近畿大学准教授	出	
7		山田宏之	大阪府立大学大学院教授	出	
8		所めぐみ	関西大学教授	欠	
9		中谷清	大阪府農業会議会長	出	
10		古谷裕子	大阪商工会議所女性会副会長	出	
11		山本寛	弁護士	出	
12	関係行政機関 の職員	大坪正人	近畿農政局長	出	代理:農村計画課長 久保 浩昭
13		米村猛	近畿経済産業局長	出	代理:地域開発室長 河上 康裕
14		溝口宏樹	近畿地方整備局長	出	代理:環境調整官 由井 伸直
15		野澤和行	近畿運輸局長	出	代理:交通企画課長 片田 一真
16		井上一志	大阪府警察本部長	欠	
17	府議会議員	いらはら 勉	府議会議員(維新)	出	
18		池下 卓	府議会議員(維新)	欠	
19		岡沢 龍一	府議会議員(維新)	出	
20		山本 真吾	府議会議員(維新)	出	
21		広野 瑞穂	府議会議員(維新)	出	
22		徳永 愼市	府議会議員(自民)	出	
23		原田 こうじ	府議会議員(自民)	出	
24		大橋 章夫	府議会議員(公明)	出	
25	市町村の長を 代表する者	澤井 宏文	大阪府市長会会長	欠	
26		田代 堯	大阪府町村長会会長	出	
27	市町村議会の 議長を代表 する者	向江 英雄	大阪府市議会議長会会長	出	
28		矢野 正憲	大阪府町村議会議長会会長	出	
29	大阪市長及び 大阪市会議長	松井 一郎	大阪市長	出	代理:都市計画局長 角田 淳史
30		ホンダ リエ	大阪市会議長	出	

※ 委員30名中24名出席

令和2年度第2回大阪府都市計画審議会 出席幹事名簿（大阪府）

令和3年2月5日

番号	職名	氏名	備考
1	都市整備部長	森岡 武一	
2	事業管理室長	尾花 英次郎	
3	都市計画室長	田中 一史	
4	計画推進課長	南 健志	
5	交通道路室長	久保 幸太郎	臨時:道路整備課参事 梶川 正純
6	河川室長	武井 義孝	臨時:河川整備課課長補佐 矢野 定男
7	下水道室長	長井 順一	臨時:事業課課長補佐 林 栄樹
8	大阪港湾局理事	山田 順一	臨時:計画整備部計画調整担当課長 灘 祐治
9	危機管理室長	小池 重一	臨時:防災企画課課長補佐 小城 正樹
10	企画室長	大中 英二	臨時:計画課参事 藤野 昭生
11	住宅まちづくり部長	藤本 秀司	
12	まちづくり戦略監	寺前 真次	
13	まちづくり戦略室長	財部 祐介	
14	府警本部交通規制課長	牧野 哲男	臨時:交通規制課管理官 南雲 博之
15	計画推進課参事	平野 浩	臨時
16	計画推進課参事	鈴木 隆	臨時

令和2年度 第2回大阪府都市計画審議会 臨時幹事名簿(市)

令和3年2月5日

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	泉大津市 都市政策部次長兼都市づくり政策課長	山野 真範	議第462号	出
2	吹田市 土木部長	船木 充善	議第463号	出
3	吹田市 土木部理事	稲葉 武司	議第463号	出

目 次

1	開会	1
2	議第462号「南部大阪都市計臨港地区の変更」について	5
3	議第463号「北部大阪都市計画事業佐井寺西土地区画整理事業の事業計画に 対する意見書」について	8
4	閉会	38

1 開 会

(午前10時開会)

【司会】 皆様、おはようございます。

初めに、本審議会の開催に当たりまして、事務局より御報告させていただきます。

大阪府では、令和3年1月14日に新型インフルエンザなど対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、2月2日に3月7日まで期間が延長されたところでございます。

新型コロナウイルス感染症の厳しい状況が続く中、本日の審議会は、合議体としての議事機能を確保する観点から、皆様の中にパーティションを設置させていただくなど、感染防止対策を講じた上で開催させていただいたところでございますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、御協力のお願いでございますが、携帯電話につきましては、マナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。

また、傍聴の皆様におかれましては、先にお配りしております、傍聴される方への記載事項をお守りいただきますよう、お願いいたします。

なお、記載事項に反する行為をされた場合は、退出していただく場合もございますので、御注意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会までしばらくお待ちください。

大変お待たせいたしました。定刻になっておりますので、ただいまから、令和2年度第2回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます、都市計画室計画推進課の吉岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会につきましては、委員30名のうち、現在25名の委員に御出席いただいております。半数以上の委員に御出席いただいております。大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本審議会は公開で行います。

それでは、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介いたします。

初めに、学識経験者の委員の方々を御紹介いたします。

塚口委員でございます。澤木委員でございます。

【澤木 委員】 澤木でございます。

【司会】 高岡委員でございます。山田委員でございます。

【山田 委員】 山田です。

【司会】 中谷委員でございます。

【中谷 委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会】 古谷委員でございます。山本委員でございます。長谷川委員でございます。

続きまして、大阪府議会議員の委員の方々を御紹介いたします。

いらはら委員でございます。岡沢委員でございます。

【岡沢 委員】 おはようございます。

【司会】 山本委員でございます。

【山本 委員】 おはようございます。

【司会】 広野委員でございます。

【広野 委員】 おはようございます。よろしくお願ひします。

【司会】 徳永委員でございます。

【徳永 委員】 おはようございます。

【司会】 原田委員でございます。

【原田 委員】 おはようございます。

【司会】 大橋委員でございます。

【大橋 委員】 よろしくお願ひします。

【司会】 続きまして、行政関係の委員の方々を御紹介いたします。

近畿農政局長代理の久保委員でございます。

【久保 委員】 よろしくお願ひします。

【司会】 近畿経済産業局長代理の河上委員でございます。

【河上 委員】 よろしくお願ひします。

【司会】 近畿地方整備局長代理の由井委員でございます。

【由井 委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会】 近畿運輸局長代理の片田委員でございます。

大阪府町村会会長、田代委員でございます。

【田代 委員】 よろしくお願ひします。

【司会】 大阪府市議会議長会会長、向江委員でございます。

【向江 委員】 よろしくお願ひします。

【司会】 大阪府町村議長会会長、矢野委員でございます。

【矢野 委員】 おはようございます。よろしくお願ひします。

【司会】 大阪市長代理の角田委員でございます。

【角田 委員】 よろしくお願ひします。

【司会】 大阪市会議長、ホンダ委員でございます。

なお、お手元の配席図には、大阪府市長会会長、澤井委員の記載がございますけれども、公務のため御欠席との御連絡をいただいております。

また、大阪府府議会議員の池下委員におかれましては、少し遅れる旨御連絡をいただいております。

御紹介は以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、お配りしている資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧を御覧ください。

1点目、「配付資料一覧」及び「配席図」でございます。

2点目、大阪府都市計画審議会条例及び規則。

3点目、「議題」及び「付議案件一覧」。

4点目、「委員名簿」及び「幹事名簿」。

5点目、資料1、審議会議案書。

6点目、資料2、審議会資料。

7点目、大阪府都市計画審議会別添資料。

以上、資料は7点でございます。

なお、委員及び幹事の皆様には、議案説明時の「パワーポイントの表示画面」もお手元のほうにお配りをしております。

漏れなどございませんでしょうか。

それでは、大阪府都市計画条例第5条第1項に基づきまして、会長が当会議の議長になると定められておりますので、ここからは塚口会長に議事進行をお願いしたいと存じます。塚口会長、よろしくお願いいたします。

【塚口 会長】 おはようございます。私、本審議会の会長を務めます塚口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和2年度第2回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。

今回、御審議いただきます案件は、「南部大阪都市計画臨港地区の変更」及び、「北部大阪都市計画事業佐井寺西土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書」の2議案でございます。

最初に、議第452号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」でございま

す。

これにつきましては、幹事より説明をいたします。

2 議第462号「南部大阪都市計臨港地区の変更」について

【幹事 南計画推進課長】 都市計画室計画推進課長の南でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案について御説明させていただきます。

議第462号、「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について、御説明いたします。

資料1、議案書の1ページから3ページ、資料2、議案書資料1ページから3ページまででございますが、説明は前方スクリーンにて御説明させていただきます。

臨港地区とは、都市計画法に基づく地域地区で、港湾を管理運営するため定めるものでございます。このため、港湾審議会の議を経て、港湾管理者が申し出た案に基づき定めるものとされております。

なお、臨港地区の指定後、港湾管理者は港湾の管理運営に支障となる構築物が無秩序に混在することを防ぎ、港湾の適正な管理運営を図るため、港湾法に基づき臨港地区内に分区を指定することができます。

分区が指定された区域内は都市計画による用途地域等の規制が適用除外となり、分区による構築物等の用途規制が行われます。

今回、変更を予定しております堺泉北港臨港地区は、黄色でお示ししている区域で、堺市、高石市、泉大津市に跨っており、現在の面積は約1,748ヘクタールとなっております。

今回は、泉大津市域の汐見沖地区について変更を予定しており、まずは

当地区の埋立状況について御説明いたします。

汐見沖地区は、現在約70%の埋立を竣功しております。青色でお示した区域については、令和6年3月竣功を目指して、埋立を進めております。現在の土地利用状況としましては、平成25年4月から、夕風1号岸壁が供用されており、中古車の保管ヤードやオートオークション会場、工業用地等の土地利用が進められております。

また、整備計画が定まっていない区域については、暫定利用として多目的緑地等の土地利用が行われているところです。当地区は、全域が市街化区域で用途地域は準工業地域を指定しております。黄色の実線の区域については、既に臨港地区に指定しており、「商港区」「工業港区」「修景厚生港区」などの分区が港湾管理者により指定されておりますが、分区が指定された区域内は都市計画による用途地域の規制は適用除外となります。

さて、今回、御審議いただきますのは、泉大津市域の汐見沖地区において、東側及び西側区域を臨港地区に追加するものです。東側区域については、写真でお示ししておりますとおり、令和2年3月に埋立竣功いたしました。

西側区域については、写真でお示ししておりますとおり、埋立竣功しておりましたが、土地利用計画が固まっていなかったため、臨港地区の指定を見合わせておりました。このたび、平成31年3月に港湾計画を改訂し、港湾関連用地としての土地利用が確定したため、臨港地区に追加いたします。

今回、臨港地区に追加する区域は、東側区域が約11.7ヘクタールと西側区域が約2.7ヘクタールで合わせて約14.4ヘクタールでございます。

今回の変更で、堺泉北港臨港地区の面積は約1,748ヘクタールから

約1,762ヘクタールとなります。

なお、参考になりますが、分区については「商港区」が、港湾管理者により指定される予定であり、今後は、令和6年度の夕風2号岸壁の完成にあわせたインフラ整備や中古車保管ヤードなどとして土地利用を図る予定でございます。

都市計画にかかる案の作成に当たり、令和2年8月3日から2週間、公述人の募集を行ったところ、公述の申し出はございませんでした。

また、令和2年11月16日から2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、泉大津市へ都市計画法第18条に基づく意見照会を行ったところ、意見なしとの回答をいただいております。

説明は以上でございます。

【塚口 会長】 ありがとうございます。ただいま幹事から説明がございました議案につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問ございますでしょうか。

特に御発言はございませんね。

(「なし」の声)

【塚口 会長】 御質問もないようでございますので、採決に入りたいと思います。

議第462号を原案のとおり、承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 御異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

次に、御審議いただきますのは、議第463号でございます。

議案書には、知事に提出された、審議対象となる意見を含む意見書の全文を添付し、議案書資料には、審議対象となる意見に対して、施行者の見解を示した資料を添付して、事務局より事前に送付しております。これにつきまして、幹事から説明いたします。よろしく申し上げます。

3 議第463号「北部大阪都市計画事業佐井寺西土地区画整理事業の事業計画に対する意見書」について

【幹事 南計画推進課長】 議第463号、「北部大阪都市計画事業佐井寺西土地区画整理事業の事業計画に対する意見書」について、御説明いたします。

本案件は、土地区画整理法第55条に基づき、吹田市が施行者となる土地区画整理事業の事業計画に対し、利害関係者から知事に提出された意見書について、都市計画審議会に付議するものです。

次に、本審議会までの経過についてですが、今回、吹田市は事業計画を決定するため、事業計画を令和2年10月6日から19日までの2週間縦覧を行いましたところ、11月2日までの意見書提出期間中、利害関係者19名から19通の意見書が提出されました。

このうち、審議対象となる意見、すなわち事業計画に関係する意見が含まれる16通の意見書を本審議会に付議いたします。3通の意見書につきましては、既に決められた都市計画に関する意見、または、事業計画に関係しない意見のみ記載されておりましたため、別添資料としてまとめてございます。

なお、これら意見書には、氏名や住所のほか、個人が類推される情報が含まれておりますので、該当する部分は伏せさせていただきます。

本審議会におきましては、意見書の内容を審査いただき、意見書に係る意見について、不採択あるいは採択を議決していただきます。

事業計画を修正させる必要があるとして意見が採択されますと、知事は吹田市に対し、事業計画を修正するように命じ、吹田市が修正した上で再度縦覧します。

その後、意見書が提出されなくなる、または提出されても本審議会が全て採択すべきではないと議決するまで同様の手続を繰り返すこととなります。

一方、事業計画を修正させる必要がないとして、意見を採択すべきでない、すなわち不採択と議決されますと、知事が意見書提出者に不採択である旨を通知します。

その後、吹田市は、事業計画に定める設計の概要について知事に認可の申請を行います。知事が認可を行いますと、吹田市は、事業計画の決定の公告を行い、事業が開始されます。

それでは、意見書の審査に入ります前に、事業計画の概要について御説明いたします。

事業計画書は、資料2、審議会資料の11ページから24ページに添付しておりますが、前方のスクリーンにて御説明いたします。

佐井寺西地区は、吹田市のほぼ中央、阪急千里線の千里山駅と南千里駅の間位置する起伏の大きい丘陵地でございます。本地区の現状ですが、吹田市の東西南北の交通軸となる、豊中岸部線と佐井寺片山高浜線が都市計画決定されておりますが、本地区の区間は長期間、未整備となっております。

その要因としましては、整備済みの道路が起終点となること、阪急千里線の下を道路が通ることなど、道路の計画高さに制約があるため、現況の

地盤と約20メートル近くの高差が生じてしまう箇所がございます。

このままでは、沿道の宅地は利便性の高い道路に接道できない、または不整形な土地が残るなど、用地買収方式による整備に際して課題となっております。

また、周辺地区は、高低差のある地形などの事情から、行き止まり道路や狭い道路が多い一方、阪急千里線を横断する道路が少ないなど、全体的に道路ネットワークが乏しい状況でございます。

地区内の土地利用の状況ですが、民間の大学グラウンドがあるほか、地区内に多く存在する高低差の大きい傾斜地は、農地や竹林などとなっております。

一方で、民間の大学グラウンドが民間事業者へ売却されたほか、その他の竹林などにおいても、民間開発事業といった土地利用の転換が行われる兆しがあります。

さらに、地区内の生産緑地が、今後の指定解除に伴い宅地への土地利用転換が可能となるため、さらなる民間開発が予想されます。

そこで、未整備である都市計画道路の整備にあわせ、面的な基盤整備を一体的に行うことにより、沿道宅地を有効活用した計画的で良好な市街地を形成すべく、吹田市が土地区画整理事業を実施することとなりました。

続きまして、事業計画について御説明いたします。

佐井寺西地区は、面積は約20.5ヘクタール、計画人口は2,200人としております。主な公共施設につきまして、道路計画では、都市計画道路豊中岸部線、佐井寺片山高浜線を新設し、吹田箕面線に接続するとともに、これらを基本とする区画道路などを配置します。

公園・緑地計画では、公園と緑地を合計約0.9ヘクタール配置します。土地利用計画につきましては、適切な街区・画地を整備し、用途地域を遵

守して、市街化を図ることとしております。事業施行期間は、今後、事業計画決定の公告がなされた日から令和18年3月31日までとし、事業費は172億円を計画しております。御参考といたしまして、事業前後のイメージを幾つかお示しいたします。

これは都市計画道路の交差点付近の画像です。事業前は丘陵地となっておりますが、事業後は高低差がある程度解消され、道路と周辺宅地が一体的に整備されることが御確認いただけると思います。

先ほど、約20メートルの高低差が生じると御説明したのが、ちょうどこの交差点付近でございます。

続いては、本地区を西から東に見たイメージです。

事業後に都市計画道路が阪急千里線の下をくぐる状況が御確認いただけると思います。

それでは、次に提出された意見書の内容について、御説明いたします。議案書の6ページから54ページには、事業計画に関する意見が含まれる16通の意見書の写しを、添付しております。

また、審議会資料の4ページは、議案書に添付した意見書の項目を一覧にしたものです。

次に、5ページから10ページは、一覧のうち、審議対象となる意見の項目を抜粋し、吹田市の見解を記載したものでございます。

なお、意見書の意見のうち、本事業の中止・撤回や見直しを求める意見。都市計画道路の変更や見直しを求める意見。事業区域の拡大や、用途地域の見直しを求める意見。地区内の個人農園の継続を希望する意見。工事による振動・騒音等の影響に関する意見。住民説明の不足を指摘する意見につきましては、既に決められた都市計画に関するもの、または、事業計画の内容に関係しないものでございますので、審議対象となりません。

それでは、審議対象意見について御説明いたします。16通の意見書の意見を整理いたしますと、大きく7項目に分けられます。1点目は施行範囲の縮小に関する意見です。「区画整理事業の範囲について、グラウンド跡地の除外や、農地及び周辺の自然環境への影響が最小限となるよう縮小を求める」また、「費用対効果を見極め、区画整理事業の範囲を最小限にとどめるべき」というものです。

これに対する施行者の見解は、「本区域は、都市計画道路と、道路周辺の宅地との一体整備により、効果的な土地利用を図ることができる範囲を設定しているため、修正の必要はないと考える。なお、本事業は環境影響評価を実施し、環境の保全に十分配慮して行う」。また、「事業の計画に際しては、費用対効果について十分検証している」というものです。

続きまして、2点目は里山・緑地・農地の保全に関する意見です。「豊かな緑地や里山を残す計画への見直しを求める」、「持続可能な社会の実現に向け、竹林や農地などの自然環境を守り、農業を基幹とした土地利用に再編すべき。また、山林を乱開発から守るため、農業公園の検討をすべき」というものです。

なお、意見書13から16には、ただ今スクリーンにお示ししております、本地区内の農地や風景の写真が添付されておりますので、御紹介させていただきます。

これに対する施行者の見解は、「本事業で整備する緑地・公園や、都市計画道路の植樹により緑を確保する」。また、「現況の田畑・山林等は全てそれぞれの権利者が所有し、田畑等の継続または宅地化については、権利者の意思により決定される。継続を希望する際は可能な限り換地計画で対応し、宅地化する際は開発条例等により緑の確保を誘導する」。なお、「本事業においては農業公園の整備は考えていない」というものです。

続きまして、3点目は土地利用等に関する意見です。「高低差のある当地区を画一的に整備することが有効な土地利用と言えるのか。」、「本事業は佐井寺地区の自然環境破壊でしかないため、道路整備は仕方ないが、宅地造成の見直しを求める。」というものです。

これに対する施行者の見解は、「本地域は高低差があることから、都市計画道路の整備だけでは沿道の有効な土地利用が図れない」、「面的整備である土地区画整理事業を実施することで、都市計画道路を中心とした土地利用を図り、良好なまちづくりを実施する」というものです。

続きまして、4点目は一時避難地などの公益的施設の確保に関する意見です。「一時避難地であるグラウンド用地がなくなることは防災上問題であり、代替地や公益的施設などの設置を求める」というものです。これに対する施行者の見解は、「グラウンド用地は既に民間で売買がなされており、グラウンド機能がなくなる時点で一時避難地の指定が解除される」、「本事業にて都市計画道路を整備することで、本地区周辺の避難場所へのアクセスを確保するため、代替となる公益的施設の設置は必要ない」というものです。

続きまして、5点目は、水害の危険性に関する意見です。「本区域の近隣で過去に浸水・冠水が発生した。本事業により自然環境が失われ、大雨時に水害が発生する恐れがあり、心配である」というものです。これに対する施行者の見解は、「本事業で区域内に調整池を設置し、防災、排水対策を行う」というものです。

続きまして、6点目は、都市計画道路の整備内容に関する意見です。「都市計画道路について、次世代型自動車の普及への対応、自転車レーン及び歩行者専用ゾーンの整備を求める」というものです。

これに対する施行者の見解は、「都市計画道路の幅員は決定済みの計画

どおりとし、将来交通量予測等に基づき、歩道や自転車通行空間などを設定している。」「なお、次世代型自動車の普及に当たっては、今後必要に応じて対応する」というものです。

最後に7点目は、区画道路に関する意見でございます。

事業区域に隣接する住民から、事業により設置する17号区画道路を現状と同じく通り抜けできないよう変更を求めるものです。これに対する施行者の見解は、「『吹田市開発事業の手續等に関する条例施行規則』に準じ、防災上の観点から、袋路状道路や行き止まり道路は計画していない。当該道路は、都市計画道路と周辺宅地の高低差を緩和するためにも必要であり、修正の必要はないと考える」というものです。

次に、同じく事業区域に隣接する住民から、事業区域と隣接地との間に幅3メートルの通路の設置を求めるという意見でございます。これに対する施行者の見解は、「本事業で設置する通路は、通行上の必要性や、区域外宅地との高低差の緩和の必要性を考慮して計画している。御意見の箇所についてはそれらの必要性が低いため、修正の必要はないと考える」というものです。

以上が審議対象意見の要旨と施行者の見解でございます。これらを踏まえまして、御審議いただきたいと思っております。

【塚口 会長】 ただいま、事前送付いたしました16通の意見書です。それを7項目に整理いたしまして、意見の内容を説明したものでございます。

本審議会としましては、2つの道があるわけですが、一つは、意見書の意見を採択して、事業計画の修正を求める。あるいはこの意見書の内容を不採択として、事業を計画どおり進めると。この二つでございまして、これにつきまして、御審議いただきたいというふうに思うわけでござ

ざいます。

ただいまの幹事の説明に対しまして、委員の皆様方から御意見、御質問はございますでしょうか。

山本委員、お願いします。

【山本 委員】 山本でございます。

まず、今回の事業の資料の中で、御質問させていただきたいところは、この計画人口というものが2,200名とありますが、これは今後、どういものが住宅地に開発されると考えて、この人口を推計したのかということをもまず教えていただきたいと思います。

【塚口 会長】 幹事のほうでお答えいただけますでしょうか。

【幹事 南計画推進課長】 計画推進課長の南でございます。

吹田市からの資料によりますと、今回、2,200人、計画人口を予定しておりますけれども、これにつきましては、吹田市域のヘクタール当たりの人口密度から、この20.5ヘクタールから2,200人というふうに計画しているというふうに伺っております。

【塚口 会長】 山本委員、いかがでしょうか。

【山本 委員】 これは、今後この土地でマンション等が多く建設された場合であれば、どれぐらい多くなる可能性があるとかそういうのは推定されているのでしょうか。

【塚口 会長】 幹事、いかかでしょうか。お答えいただけますか。

吹田市のほうでお願いします。

【吹田市 稲葉臨時幹事】 お答えさせていただきます。

先ほど、大阪府のほうから説明させていただきましたとおり、私ども総合計画というものを策定しておりまして、計画人口のピーク、現在、2030年の時点の計画人口約39万人というところがございまして、そこか

ら、吹田市域は全城市街化区域ということになってございます。そういう背景もございまして、当該区画整理区域におけます、計画人口の設定をいたしたというところでございます。

あと、区画整理事業でございますので、換地をした後の土地利用に關しましては、それぞれの地権者の皆様方で策定されるということになってございまして、現時点でこの計画人口がどうなるのかというところはちょっと想定しづらいというところでございます。

以上でございます。

【塚口 会長】 山本委員、いかがでしょうか。

【山本 委員】 私自身、今回、意見書の中で緑地を保全していただきたいという意見が多く出ていると思っております。

それに対して、公園を確保できるのが。すみません。先ほど口頭でしたので、正確な数字が9. 何ヘクタールで、恐らく推計人口に対して4平米か5平米ということで非常に面積が狭くなっていると考えております。

これは実際、事業計画でもう少し公園面積を広くとるとか、そういうことは難しいのでしょうか。

【塚口 会長】 これも吹田市のほうからお答えいただけませんかでしょうか。

【吹田市 稲葉臨時幹事】 公園の計画面積と緑地を合わせまして0. 9ヘクタールということになってございます。

土地区画整理法の施行規則によりまして、将来人口に対しましては、一人当たり、3平方メートル以上かつ区域面積の3%以上となるように定めるといことがございます。

区域面積20. 5ヘクタールでございますので、3%ということになりますと6, 150平方メートル。将来人口を2, 200人に対して3平方

メートルということになりますと、6,600平方メートルということで、公園緑地を合わせまして、そのうちの公園につきましては、6,900平方メートルを確保するというところで、土地区画整理法上の法令の求めに関しては、確保できているものというふうに考えてございます。

以上でございます。

【塚口 会長】 山本委員、いかがでしょうか。

【山本 委員】 私が思うには、法律の最低限というものは、極めて今、面積が狭いと考えております。世の中の今、恐らく、日本の平均でも公園面積というのは、一人当たり10平米ぐらいは。すみません。私もちょっと今、正確な資料等を持ち合わせておりませんがあると思いますので、今回、計画するに当たり全国の平均ぐらいの公園は確保しようとか、そういったことは議論の中では出てこなかったのでしょうか。

【塚口 会長】 臨時幹事の吹田市の方、お願いいたします。

【吹田市 稲葉臨時幹事】 公園面積の考え方につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。緑の確保といいますか、公共的な緑地の確保ということに関しましては、都市計画道路二路線を整備いたします。その中に植樹帯を設けていくというところを踏まえて計画を設定してございます。

あと、本事業は区画整理事業ということでございまして、実は、この区域の中で二本の都市計画道路を整備するに当たりまして、公共用地の確保率、これは非常に高い比率となっております。

公園面積の確保につきましても、基準で求められている値。これを超えて大幅な公共用地を確保するということになると、地域内に土地をお持ちの方の地権者から出させていただきます減歩。この割合が非常に大きくなるということで、佐井寺地区につきましては、今回は西地区というこ

とでございますけれども、これまで、北、東、南の3地区で区画整理事業を行ってきてございます。

減歩率につきましては、それぞれの事業において、地権者の皆様方から、御理解、御協力を賜って実施してきたという経過もございますので、本地区において、公共減歩を増やすというところは非常に難しいという状況もございます。

したがいまして、公園面積につきましては、これ以上の規定を上回る面積を確保すると、都市計画道路の緑化。あわせて、今後この土地において、地権者の皆様が土地利用される場合におきましては、吹田市で策定しております、開発条例等に基づいて、緑比率という言い方をしておりますけれども、その確保を図るべく、しっかりと誘導していきたいという考え方で、緑の確保を図っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【塚口 会長】 山本委員、いかがでしょうか。

【山本 委員】 承知しました。

では、続きまして、意見書の中で22ページにあります、5番、水害の危険性に関する意見について質問したいと思います。

こちら意見書の中では、過去に浸水、冠水等が発生したということですが、今回、調整池を設けることによって、かつて浸水、冠水が生じたときと同じぐらいの洪水が生じたときに、こういった浸水、冠水の被害というのは免れるようになっているのかどうかということを確認したいと思えます。

【塚口 会長】 これはどちらから、吹田市のほうからお願いします。

【吹田市 稲葉臨時幹事】 お答えをいたします。過去に浸水というお話がございました。実は、今回の施行区域。特に阪急千里線から東側の区

域につきましては、流末が上の川という大阪府管理の一級河川につながっております。これの下流域で集中豪雨が降った際に浸水したということがございました。

これに関しましては、私どもの開発条例でもっております、開発をした後の雨水流出抑制を目的とした調整池を設けること、そのための数値基準といったものを設けておりますので、地区内の公園の下でありますとか、都市計画道路の下といった公共用地を最大限活用いたしまして、調整池を設けていく計画としてございます。基準に基づく調整池ということで、現在、五カ所ほどの計画をしております。これにつきましては、今後、実施設計で詳細な詰めを行っていきたいと考えています。

また、昨今、ゲリラ豪雨と申しますか。短時間で集中して降る雨。この雨水流出抑制をどう考えるかといったところ、これにつきましても、基準に基づく設置と合わせまして、それで調整池の機能が十分果たせるかどうかというようなことを今後、実施設計を加えていく中で、改めてしっかりと検証して万全な対策をとってまいりたいと考えてございます。

【塚口 会長】 山本委員、いかがでしょうか。

【山本 委員】 承知しました。

【塚口 会長】 よろしゅうございますか。

ほかの委員の皆様方から、広野委員、お願いいたします。

【広野 委員】 御説明ありがとうございました。

2点ほどあります。

まず、意見書の中にあります、今回の大阪学院大学のグラウンドを開発していくことによつての避難地としてではなくなるというところがあるのですが、この避難地でなくなることによつての代替地も用意をする話にはなっているんですが、これは近隣の方たちのその避難地までの移動時間と

か、その移動通路の確保というのはどこまで見込めているのかというのを一つお知らせいただきたいなというのがあります。

それから、今山本委員からもお話があったんですけども、今回の意見書の中で圧倒的に多いのは、やっぱり公園というか、緑地の存続ということを強く要望されている意見書が多いなというふうに感じていますが、ここに書いてあるのは、今の吹田市の説明の面積とかそういった問題ではなくて、緑地の質について住民の方が結構要望されていると思うんです。この数値上の面積の話だけではなくて、今回、吹田市が計画されているこの緑地の部分の質の部分というものをもう少し明示してもらえないでしょうか。

現状、大阪府でも公園というのが人が集まる、にぎわいづくりのための場所として今検討を進めていますし、その方向で大きく動いています。だから、公園はあればいいというものではなくて、そこがいかに関隣の方に頻繁に利用されるかということをしごく検討していく必要があると思うんです。まして、この事業はこれから15年かけてやっていくわけですから、15年後から使い始めるその周辺環境も踏まえた上でというところを吹田市の見解をお聞かせいただきたいと思います。

【塚口 会長】 それでは、吹田市のほうからお答えいただけますでしょうか。

【吹田市 稲葉臨時幹事】 お答えをいたします。

二点、お尋ねをいただいたかと思います。

一点目の一時避難地のお話でございます。

冒頭の内容の説明で大阪府からも説明いただいたところでございますけれども、地区内、大学のグラウンドという公開地がございまして、それを一時的な避難場所として使えないかということで、現状は運用されている

というところでございます。

しかしながら、このグラウンドに至ります道路でありますけれども、グラウンドを取り巻く例えば、北側の千里ニュータウン。あるいは、西側の住宅地区といったようなところ。実は、アプローチする道路がないという状況になってございます。

南側からはグラウンドにアクセスするルートがあるんですけれども、それ以外については、こちらのほうにアクセスするルートがないというのが現状の状況となっております。

今回、区画整理事業におきまして、都市計画道路を二本整備をしております。これによりまして、ニュータウン地区にございます。ちょうど南千里の駅の近くになるんですけれども、公民館でありますとか、ニュータウンプラザといったようなところ。既存の災害時の避難地へのルートをしっかり確保していくということで、改めて避難地を設定する。むしろ、今はアクセスする手段がないというところに関して、都市計画道路によりまして、しっかりルートを確保するというのが私どもの考えでございますので、そういったことで既存の避難場所を十分に活用できる。むしろ、そういった開発ができるものと考えてございます。

したがって、地区内に改めて避難場所を設ける必要はないと考えているところでございます。

それから、二点目の公園のお話でございます。

地区内におきまして、面積要件に関しては先ほど御説明させていただいたとおりでございます。現状の土地利用からいきますと山林、畑といった土地の状況になっておるわけですが、私ども吹田市といたしましては、全城市街化区域というところの計画をもっている中で、公共用地としては必要な面積というのは確保しつつ、今後、地権者の皆様におかれまし

て、実行されます宅地化、あるいは、開発といった中でもしっかりと緑を確保していただきたいというところについて、これは個々の地区に限らず、市内全域において条例に基づいた誘導というのを従来行ってきたところでございまして、当地区におきましても、その辺についてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

あと、公園の使われ方ということで、公園の機能というのも、もともとその周辺の方の憩い、あるいは、そこでコミュニケーションをとったり、あるいは、お子さんが遊ぶというような機能をもたれていたというところについて、もっとさらなる活用ができないのかということで、様々な観点での議論がなされているというのは私どもも承知しておりまして、吹田市におきましても、既存の、この区域ではないんですけれども、例えば、桃山台の公園でありますとか、既存の割と大規模な公園におきましても、新たな使い方というのを模索するための管理者制度の導入といったようなことも具体的に進めようとしているところでございます。

本地区におきまして、現時点で公園につきましては、今、図面でお示しの箇所を設定しているところでございますけれども、どのような使い方をしていくのがいいのかということ、価値観の変化も随時進行しているところという認識がございまして、今後、実施設計をしていく中で地権者の皆様、あるいは、周辺にお住まいの方々の御意見も賜りながら、より使い勝手、あるいは、喜ばれるそういった公園整備に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【塚口 会長】 広野委員、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【広野 委員】 お答えとしては、まあまあそういうお答えなんだろう

などという想定はされているんですけども、特に避難地に関しては、やっぱり過去。ここ数年の大きな災害等を見ていても、結構重要なポイントだなというふうに思うんです。

例えば、体育館とか、公民館とか、いろいろな施設をという話もあるんですけども、なかなかプライバシーの問題等があって、車でそのまま避難される方とかも多様におられるわけですよ。

なので、そういう場所もある程度どこかに確保できるようなこともちょっと検討してもいいのではないかなと少し思いました。

それから、公園については、例えば、吹田市の場合、このすぐ近所の南千里駅前のあの公園とか、公園の中にカフェを設けるとかで非常ににぎわいのある上手な公園を作られているわけです。15年後にどういうニーズがあるのかということをもうちょっと分析されてもいいのではないかなと。別に僕はカフェを作れとか、そういうことではなくて、やっぱり公園というのはいろいろな公園の在り方というのがあるので、今回の公園がどういう公園を目指すのかということをもう少ししっかりコンセプトをまとめられてもいいのではないかなと。

それから、地権者の意思に委ねるという考え方ではなくて、やっぱりそこは吹田市がきっちりとリーダーシップをとられて、この佐井寺西地区の区画整理に関しては、こういうコンセプトでやりますということをごきっちりと御説明されたほうが近隣の方は御理解、御納得いただけやすいのではないかなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

ほかに御発言ございますでしょうか。

山田委員、お願いします。

【山田 委員】 引き続いて、意見書の②番の里山緑地農地の保全についてということですが、吹田市に追加でお聞きしたいんですけども、現状、この対象地は緑地保全地域でもありませんし、風致地区からも外れてます。

ですから、ここで今の緑をそのまま残すというのは多分難しい話だというのはよく理解できるのですが、一方、これだけ住民からこういった要望があると。この要望の多くは、公園とか街路樹の緑というよりは、自然の緑とか、農地みたいなものに対する志向が強いと思うんです。

この計画区域、再開発を進めていくに当たって、計画区域、あるいは、周辺地域におきまして、民間が所有する自然地や緑地ですね。あるいは、農地、こういったものの保全とか利活用について、どういったお考えをおもちかお聞きしたいと思います。

【塚口 会長】 吹田市のほうでお答えいただけますか。

【吹田市 稲葉臨時幹事】 お答えさせていただきます。

公園緑地の確保、公共用地の考え方については、御説明させていただいたところです。それ以外につきましては、地権者の皆様方がお持ちだというのが現状でございますので、区画整理事業でございますので、換地をさせていただいた後で土地利用を検討されるというところでございます。

一つといたしましては、現状のその土地利用。農地でございますとか、あるいは、竹林といったような土地利用をされていると、これにつきましては、地権者の御意見、これを最優先、尊重して、換地後におきましても、それは継続できるようにということを基本として、換地の際に反映させていただくという考えを持ってございます。

現状の土地利用を変えたい、宅地化するといった場合、これにつきましては、私どもが条例でもっております緑化の目標値というものがございま

す。これに基づきまして、例えば、敷地面積が500平方メートル以上というのは、割と大規模な建築物、こういったものを建築する際には、吹田市開発事業の手續等に関する条例というのがございまして、それに基づきまして、規模に応じた緑化率、建築物を建てる敷地に対して、一定の面積の緑を確保するようという指導要綱もございしますので、そういったものに基づいて、緑化の御協力、実施を求めていくということも手段としてはございます。

500平方メートル未満の土地に関しましても、緑の協定制でございまして、あるいは、家の敷地、生垣に対して助成をするといったような緑施策の啓発に基づいた私どもの政策がございしますので、積極的な活用を促すといったことで民有地につきましても、緑地を誘導し、地域全体として緑地比率が上がるような働きかけ、努めをしっかりとしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【塚口 会長】 山田委員、いかがでしょうか。

【山田 委員】 例えば、今、営農されている方が区画整理事業の後にまた、換地してもいいんですけれども、また農業をしたいとって都市内農地みたいなものが出現した場合、吹田市としてはそういったものはどう扱っていくという方針なのか。何かありますか。

【塚口 会長】 吹田市のほうで答えいただけますか。

【吹田市 松木臨時幹事】 お答えさせていただきます。

民間の方が自分の意思で農地をされているという場合、多分、農業委員会の方で農地として認定されれば、それなりの税制の優遇があるのかなと。

また、都市計画におきます生産緑地に指定されますと、またそれはそれで税制の優遇があるというふうに考えますが、そういったことが何もない

場合、独自に市のほうがそれに対して何かの補助援助をするということ、は今のところないというふうに考えています。

【塚口 会長】 山田委員、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ほかに御発言ございますでしょうか。

中谷委員、お願いします。

【中谷 委員】 私のほうからは、意見書概要と施行者の見解ということで、②里山緑地農地の保全に関する意見ということで、私の考え方といえますか、吹田市に対してお願いをしたいことがございます。

まず、私は農業会議の会長という立場で農地を守るということは、私の仕事であるというように考えておりますから、この意見の中の持続可能な社会の実現に向け、竹林や農地などの自然環境を守り、農業を基幹とした土地利用に再編すべきだと。こういうふうにしていただければ、農地が増えるし、自然環境も保てるということは十分承知しております。しかしながら、これは地権者のあることとございますから、吹田市もこのような形で計画をされたというように思っております。

ただ、私は農業委員会、農業会議という形でいきますと、年々大阪府下の農地面積が減少いたしております。そういう中で田畑、山林は、全てそれぞれ権利者が所有し、田畑の継続、または宅地化については、権利者の意見により決定されるということを書いてありますけれども、先ほど府議会の先生もおっしゃいましたように、全て地権者の意思に任せるということではなしに、やっぱり吹田市は吹田市として、農業を振興していく。特に吹田市のほうは農地面積も非常に少ないように僕は思います。そういう意味から言いましても、この意見書の中に里山とか農地を守るとか安心安全な農産物の提供の場所をどうのこうのといろいろな意見が出ておりますか

ら、そういう関係については、行政の指導もしていただきたい。できるだけ自然環境を保っていただけるような区画整理事業にさせていただけたらなというように思っております。

そして、今、生産緑地の話もしていただいておりますけれども、これは平成28年に都市農業振興基本法が成立いたしまして、今まで市街化区域は宅地化すべき農地だというように決められておりましたけれども、その新しく制定されました法によりますと、やはり市街化区域内にあるべき農地だというような形になっております。

ですから、できるだけ吹田市としても、農地を残していく、緑を残していく、自然環境を保っていくそういう意味からしても、できる限り、地権者に任せるのではなしに、やはり市として誘導していただけたらというふうに思いますので、そういう形で一つ御指導賜られたらというふうに思います。

ですから、このことにつきましては、吹田市の努力で精いっぱい地権者と話を進めていただきたいというふうにも思います。

よろしく願いを申し上げます。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

ほかに御発言ございますでしょうか。

それでは、澤木委員どうぞ。

【澤木 委員】 私は2番里山等の保全の部分なんですけれども、先ほど委員から、緑の質についてというお話があったときに、公園の使い方のほうの議論にいつてしまったんですけれども、その里山とか緑地の保全という意味では、自然環境の保全という点からの質についても少しお聞きしたいなというところがあります。

事業計画の中で0.9ヘクタールの公園緑地配置計画がございますけれ

ども、これらの配置とか、面積とかいうのは、既存の樹林を残したり、農地を残したり、農地はちょっと違うかもしれませんが、そういった配慮がなされた上の計画なのかどうか、どれだけこういった里山の環境などを残す配慮されているのか、その辺を少しお聞きしたいなと思います。

【塚口 会長】 それでは、臨時幹事の吹田市からお答えいただきます。

【吹田市 稲葉臨時幹事】 お答えをいたします。

事業計画の中で予定しております公園と緑地といったものの配置でございますけれども、この地区の周辺、例えば、北側には千里ニュータウンが隣接しておりまして、千里ニュータウンとの間には千里緑地ということで、ニュータウン開発時に設定された緑地が帯状に広がっております。そういったところとの場所的、地域的な連携できるような場所への緑地の設定ということの一つ考慮としては入れてございます。

現状、環境影響評価アセスメントの中で植物でありますとか、昆虫類調査も実施しております。そういった動植物の保全につきましても、周辺の緑地の活用でありますとか、あるいは、地区外にはなるんですけれども、地区外に残っておりますため池、あるいは、ビオトープといった取組をされているところもございますので、そういったところも活用しながら、しっかりと保全を図っていくというのも、もう一つ大きな考え方としてもっております。造成が終わりまして、公園開設ということになれば、継続的に動植物環境が担保されるようにということも、環境影響評価の中でしっかり取り組んでいきたいというように考えている項目でございます。

以上でございます。

【塚口 会長】 澤木委員、いかがでしょうか。

【澤木 委員】 ちょっと確認したかったのは、事業区域内の公園緑地、緑を塗られているところというのは、ほぼ全部造成してしまっ、もとの

緑地が残るところはないという考え方でいいのでしょうか。

【塚口 会長】 吹田市からお答えください。

【吹田市 松木臨時幹事】 お答えします。

地図を御覧いただきますと、大きな都市計画道路が二本走っておりまして、ちょうど交差点部分が一番原風景を残した緑地部分かなというふうに思いますが、道路ですので、一応の計画高さをとってまいりますと、やはり造成をしなければならぬという地域に重なってまいります。残せるところは残したいというふうに考えて計画しておりますけれども、小さな遊園なんかはそのまま現地で残るといようなこともございますが、現在、竹やぶ等、一団の大きな緑地というところは道路の計画高によって造成されていくという部分に当たるということでございます。

【澤木 委員】 わかりました。

私の希望というか、意見としては、もし、造成で余り土を動かさなくてよくて、既存の緑地が残せるところがあれば、そういうところに緑地を配置するとか、そういった配慮がいただければいいなと思いますし、先ほどの生産緑地の関係では、生産緑地として続けられる、これから特定生産緑地への移行とかもありますけれども、そういう地権者の方々の土地はそういう緑地に近いところに配置するとか、できるだけもとの環境を生かしながら、豊かな緑のまちにできるような形でしていただきたいということがあります。

最初、山本委員から数値的な話がありましたけれども、吹田市の第2次みどりの基本計画では、この千里山佐井寺地区というのは、全体で緑地率を1.2倍にしたい、また、吹田市全体の数値目標として、一人当たりの都市公園面積は10㎡を目指すと書いてあります。本事業は、市施行の区画整理事業であるので、むしろ市が先頭に立って、これらに関連する2番

の意見のあたりについてもう少し積極的な姿勢を見せていく。そういうところを求めたいなと思っています。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

ほかに御発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

長谷川委員どうぞ。

【長谷川 委員】 先ほどから出ている里山緑地、農地の保全に関して、田畑山林等の継続を希望する場合は可能な限り換地計画で対応するという事になってはいますが、土地は非常に固着性の高い資源とされています。土壌や、そこで作られている生態系の構造、レイアウトと言ったらいいんでしょうか。そういったものは決して代替がきかないもの、一度壊してしまったら元には戻らない、不可逆性があると言われます。こういう開発事業の時は、昔から、換地、なくす土地の代わりにほかに土地を与えるという事で対応されてきたとは思いますが、質ということを見ると、決して換地というのは十分な補償と言うか、補填にはならないのではないかなと思います。だから、どうしてくれということ私を具体的に何か申し上げられるわけではないんですけども。

それともう一つ、この計画は随分昔に出てきたもののようですが、それが今まで実行されなかった理由というのは何かあるのでしょうか。

【塚口 会長】 吹田市からお答えいただけますか。

【吹田市 稲葉臨時幹事】 貴重な御意見ありがとうございます。

計画が策定された経緯でございますが、一番、初めというところ、これは私が把握している範囲のところのお話しになりますけれども、千里ニュータウンの開発が一旦、落ちついたと申しますか、終了しました昭和40年代後半に、佐井寺地区、ちょうど千里ニュータウンの南側に隣接する既存の市街地との間にある地域です。こちらについて、区画整理事業を中心

とした面整備的な事業手法を使いまして、しっかりとした市街化を図っていくというところの計画が策定されたというふうに承知をしております。

これに基づきまして、昭和50年代以降、佐井寺西地区に隣接いたします北、東、南の3地区において、これも順次なんですけれども、平成10年ぐらいまでの間。およそ20年をかけて順次整備を進めてきたという経緯がございます。

本地区、佐井寺西地区につきましては、それに引き続きということも当時議論されたやに伺っておりますけれども、現地の状況といたしては、ちょうど丘陵地です。割と標高が高いところに開発ということで、特に雨水を中心とします下水の整備というもの。これはしっかりとルートを確保していかなければならない。先ほど大雨が降ったときの浸水という懸念もされておりましたけれども、そういう課題があって、平成10年代、他の3地区の区画整理事業が大体目鼻が立ってきたというところに、あわせて引き続きするというなかなか難しいという当時判断があったと聞いております。

下水の排水ルートにつきましては、今回、整備をするめどといったものがついてきたというところがございますので、従来、なかなか事業着手が難しいなといったところの大きな課題が一つ解消されたというところも、今回の着手に至った経緯ということでございます。

説明の中にもございましたけれども、やはり開発の兆しというのが具体的に出てきているということで、都市計画道路二路線ありますけれども、この二路線、この地区が最後ということで時期的なところがまいっております。

そういう周辺状況の変化というのも、やはりこの時期に手をつけていかないと、なかなか整備は難しいというのも大きな要因としてはあったのか

なというふうに考えてございます。

以上でございます。

【塚口 会長】 長谷川委員、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【長谷川 委員】 ありがとうございます。

【塚口 会長】 ほかに御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声)

【塚口 会長】 そういたしましたら、ちょっと私のほうで整理をさせていただきますと思います。

まず、御発言いただいた委員に一人ずつお尋ねいたしますが、まず山本委員がおっしゃった意見は、事業計画を修正する必要があるというそういう意味での意見ということでしょうか、あるいは、そうではないのでしょうか。

【山本 委員】 基本的には、事業計画を修正すべきとまではという意見ではございません。

と申しますのは、今回、確かに公園面積は少ないと思っておりますが、ただ、公共地としての減歩割合とか、そういうものを考えた上ではこれが限度というのであれば、修正すべきとまでは言えないと考えております。

【塚口 会長】 附帯意見とか、そういうものも必要はないというふうに考えてもよろしゅうございますか。

【山本 委員】 附帯であれば、やはりできる限りの人口一人当たりの公園を確保していくことには努めていただきたいと思いますという意見は述べさせていただきますと思います。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

次に、広野委員はどういう趣旨で御発言いただけましたでしょうか。

【広野 委員】 避難地の利便性というか。避難地のきっちりとした対策をもうちょっと検討いただきたいなというのが一つと。

それから、公園ということに特化してしまいましたけれども、この計画自体全体の質の向上ということです。もうちょっと地域住民の意向も反映された質の向上を一度検討いただけたらいいなという思いでの話でございます。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

次、山田委員はいかがでございましょうか。御発言の趣旨をお示しただけですでしょうか。

【山田 委員】 吹田市の緑地に対する考え方をちょっと確認したいという意図ですので、計画自体は別にこのまま進めていただいて問題ないと考えています。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

中谷委員はどのようにお考えでしょうか。

【中谷 委員】 ですから、僕は農地を残すということは、僕は非常にうれしいことだと思います。

しかしながら、地権者の要望もあって吹田市はこのような計画を立てられたということがあると思いますので、できる限り吹田市のほうもこの区画整理事業の中で、農地を少しでも残していただけるような吹田市としての農業振興的な計画等も考えていただいて、地権者の皆さん方にお諮りいただくようなこともしていただきたいなと。それは僕の希望です。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

澤木委員はいかがでございましょうか。

【澤木 委員】 今回のこの事業計画は、道路がかなり高低差があるところを解消していかないと整備できないということなので、先ほど言いま

した意見は、物理的に検討が可能であって、この事業計画に緑地の配置と面積が含まれているならば、少し見直してほしいなということなんですけれども、技術的にはもう全部造成してしまっていて、既存緑地は残せないということであれば、この事業計画の中で、後はいかに代償植生といたしますか、緑化していく中で、緑の質を上げていく、周辺環境等にも配慮して工夫していく、あるいは、地権者の御意向もありますけれども、換地計画の中で農地などは集合農地的に配置するとか、今後の事業計画の中の運用でより良いものにしていただければというところであります。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

長谷川委員、いかがでございましょうか。

【長谷川 委員】 計画そのものの修正とかを求めるほどではないのですが、できる限り、実施していく中で、現在の土壌であったり、生態系の構造というのを守っていけるような、引き継いでいけるような方策をとっていただけたらと思います。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

それでは、皆様方から御発言いただいた各委員から、その趣旨についても御説明いただきました。

ここで今後どのように、本日の審議会を進めていくかにつきまして、私、取扱いを事務局と若干調整させていただきたいとかように思いますので、今、11時15分でございますけれども、11時25分に再開いたしますので、暫時10分ほど休憩いたします。よろしく願いいたします。

(午前 11時15分 休憩)

(午前 11時25分 再開)

【塚口 会長】 お待たせいたしました。

それでは、再開いたします。

議第463号の議論の続きでございます。

先ほどの案件につきまして、委員の皆様方から幾つかの御質問、御意見がございました。

そして、そういった御意見を踏まえまして、吹田市のほうでこの事業をどのように進めようとしているのか。もう一度、吹田市の御意向を明確にお話しただけでないかなと思います。よろしくお願ひします。

【吹田市 船木臨時幹事】 それでは、吹田市の意思を表明させていただきます。

先ほどからのやりとりの重複する部分もございますけれども、よろしくお願ひいたします。

本事業区域の内田畑山林等につきましては、全てそれぞれの地権者が所有している民有地となっております。

相続等により永続的に継承される担保はなく、実際、民間開発事業者に売却されている山林や地権者が自ら次の土地利用を計画されている土地もございます。

そういった中、本事業は区画整理事業の手法をもって、公共が責任をもって基盤整備を行い、局所的な開発によるスプロール化を防止するとともに、恒久的な公共管理の緑の創出を行ってまいります。

また、本事業につきましては、市条例による環境影響評価を事業計画作成と並行して実施しております。環境に十分な配慮を行い実施してまいります。

具体的な本事業による緑の確保といたしましては、公園緑地の整備及び都市計画道路への積極的な植栽を行ってまいります。

公園につきましては、土地区画整理法の規定、事業区域の3%以上かつ計画人口一人当たり3平方メートル以上に基づき、約6,900平方メー

トルを緑地といたしましては、約2,400平方メートルを合わせ、9,300平方メートル。割合といたしましては、区域の約4.6%を公園緑地として整備をいたしてまいります。

都市計画道路につきましては、吹田市みどりの保全及び育成に関する条例施行規則における公共施設緑化基準による、緑比率10%の確保に努め植栽を行ってまいります。

また、区画整理ということで地区内の宅地の利用はそれぞれの地権者に委ねられるものでございますが、その利用におきましては緑化を誘導してまいります。

具体的には、敷地面積500平方メートル以上の建築物の建築に際しましては、吹田市開発条例の手續等に関する条例に基づき、その敷地の割合に応じた緑化を求めてまいります。

500平方メートル未満の土地に対しましても、吹田市みどりの協定制、生垣助成制度など、本市のみどりの施策の啓発に努め、積極的な活用を図り、地区の緑の誘導をしてまいります。

また、事業が進捗し、緑の啓発を行う中で、宅地の緑化にかかる地権者の合意が得られました際には、緑化推進に向けた市の施策において、可能な限りの緑の創出に吹田市が責任をもって取り組んでまいります。

以上でございます。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

ただいま、吹田市から市が主体的に、積極的にこの事業に取り組むとの意思表示がありました。皆さん方の御意見の大半が緑に関連した事項にまとまっていたかと思いますが、それについて市の意向を述べていただいたわけです。

ここで皆様方にお諮りするわけでございますが、ただいま、市から強力

に事業を進めると述べられました。今、皆さん方が示された御意見に沿った形で進めるという力強い言葉がございましたので、皆様方の御意見はそれで対応していただけているのではないかなとも思うんです。

この審議会で出ました意見、この議論の経緯については、全て記録に残ります。それから、市のほうで今決意表明をされたわけですが、この決意表明というのは非常に重いというものであろうかと思えます。

したがって、もし、皆さん方の同意を得られるのであれば、附帯意見を付けずに、ただし、市では積極的に皆様方の御心配というようなことをきちんと踏まえた上で事業を推進していただくという形が一つ考えられるのかなと思うのですが、私が今、申し上げたような形で進めるということにつきまして、委員の皆様方の御賛同が得られますでしょうか。

まず、これをお諮り申し上げたいと思います。

附帯意見を付けずに今の市の決意表明を重く受け止めて、今後、進めていくということで御賛同いただける委員の皆様方は恐れ入りますが、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【塚口 会長】 ありがとうございます。

ほぼ全ての方々から御賛同いただきました。

これは市のほうでもこういう決意表明をされたわけですから、これは非常に重いですので、そこのところは十分御認識いただきたいと思えます。

それを受けまして、この議第463号議案につきまして、意見書の採択については、不採択ということにしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 ありがとうございます。したがって、この意見書

については不採択として、事業を進めていただくという形でまとめたいと思います。

4 閉会

【塚口 会長】 それでは、本日の審議は全て終了いたしました。

本日御審議いただきました議案につきましては、直ちに事務局において必要な手続を進めます。

委員の皆様方には、円滑な議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

【司会】 長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

本日の御審議いただきました御意見踏まえまして、必要な手続を進めてまいります。

それでは、以上をもちまして令和2年度第2回大阪府都市計画審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

(午前11時35分)